

令和5年度に広島県立高等学校へ入学を希望される方へ 県立高等学校の入学料の免除について

《一定の要件を満たす方の県立高等学校入学料を全額免除します》

1 対象者

保護者全員の市町村民税所得割額が非課税である者（生活保護受給世帯を除く。※）

※ 生活保護受給世帯は生業扶助により入学料相当額を受給可能です。

2 免除される入学料

全日制課程	定時制課程	専攻科
5,650円	2,100円	5,650円

3 免除の方法

広島県教育委員会から送付される「入学料免除決定通知書」を入学願に添付して、入学する県立高等学校に提出していただきます。この場合、県立高等学校から配付される入学料納付書を使用して入学料を納付する必要はありません。

4 申請方法

5の申請時提出書類を次の提出先へ持参又は郵送で提出してください。

【提出先】

〒730-8514 広島市中区基町9番42号 広島県庁東館5階
広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 高校入学者選抜制度推進課

※ 転入学又は編入学で県立高等学校へ入学を希望する方は、随時御相談ください。

5 申請時提出書類

- (1) 入学料免除申請書（別記様式第1号）
記載例を参考に、黒のボールペン等、消えない筆記具で記入してください。
- (2) 保護者全員の課税額を確認できる書類
市町村が発行する課税証明書等。写しでも可。
詳しくは、入学料免除申請書を御確認ください。

6 申請期限

令和5年2月24日（金）【必着】

※やむを得ない事情により上記期限に間に合わない場合は、令和5年3月27日（月）まで。

7 免除決定

令和5年2月下旬以降、県教育委員会から申請者本人宛に入学料免除決定通知書を送付します。

免除申請手続等について、不明な点がございましたら、次の担当までお問い合わせください。

広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 高校入学者選抜制度推進課
電話 082-513-4992（平日 8:30~17:15）
メールアドレス kyokousen@pref.hiroshima.lg.jp

8 その他

授業料等の支援に関する手続は、入学決定後に行います。また、その他学費負担を軽減する制度について、広島県教育委員会教育支援推進課のホームページに掲載していますので、御覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/gakuhihutankeigen.html>

広島県教育委員会教育長様

入学料免除申請書

次のとおり広島県立高等学校の入学料の免除を申請します。

1 生徒及び保護者について

生徒	ふりがな氏名	ひろしま はなこ 広島 花子	昭和 平成	20年1月1日生
	住所	〒730-8514 広島市中区基町9番42号		
	出身中学校	〇〇市立△△中学校		
	志願先 県立高等 学校	高等学校名 広島県立 □□ 高等学校 () 分校	課程等 全日制 定時制 専攻科	学科・コース 普通科 コース
保護者	ふりがな氏名	ひろしま たろう 広島 太郎	生徒と の続柄	父
	住所	〒 生徒と同じ。		
	電話番号(※)	082-513-4992		

※ 提出書類等の確認を要する場合があるため、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

2 提出書類について

(1) 次の者の直近の課税証明書を提出します(①から⑤のいずれかの□に✓印を付けてください。)

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長又は児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・ 離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・ 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※ 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきとされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・ 親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・ 生徒本人が成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、生徒本人が成人に達している場合等

(2) 次の理由により、課税証明書を提出しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人のみであるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

県立高等学校入学料免除要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県立学校の授業料等に関する条例（昭和31年広島県条例第6号。以下「条例」という。）第4条及び県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予並びに入学料の免除に関する規則（昭和51年広島県教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）の規定による入学料の免除について、必要な事項を定めるものとする。

(免除対象者)

第2条 入学料の免除を受けることができる者は、保護者全員の市町村民税所得割が非課税である者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給する世帯に属する者を除く。

(申請の手続)

第3条 入学料の免除を受けようとする者は、入学料免除申請書（別記様式第1号）に保護者全員の市町村民税所得割非課税の証明書を添え、広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

(免除の決定等)

第4条 教育長は、前条の規定により提出された申請書等を審査し、適当であると認めるときは、入学料の免除を決定するものとする。

2 教育長は、入学料を免除することを決定したときは、入学料免除決定通知書（別記様式第2号）を申請者に交付する。

3 第1項の規定による免除の決定を受けた者が入学料を既に納入しているときは、条例第5条ただし書の規定により、当該納入済みの入学料を返還するものとする。

(入学手続)

第5条 前条第1項の規定による免除の決定を受けた者が、広島県立高等学校学則（昭和28年広島県教育委員会規則第4号）第15条第1項の規定により入学願を提出するときは、前条第2項により交付された入学料免除決定通知書を併せて提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月8日から施行し、令和2年度以降に入学する者から適用する。

(別記様式第1号)

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長 様

入学料免除申請書

広島県立高等学校への入学を希望しているので、課税証明書等を添えて入学料の免除を申請します。

【生徒及び保護者について】

生徒	ふりがな 氏名		昭和 年 月 日生 平成	
	住所	〒		
	出身 中学校			
	志願先 県立高等 学校	高等学校名 広島県立 高等学校 () 分校	課程 全日制 定時制 専攻科	学科・コース 科 コース
保護者	ふりがな 氏名		志願者 との続柄	
	住所	〒		
	電話番号※			

※ 提出書類等の確認を要する場合があるため、日中に連絡を取れる電話番号を記入してください。

【提出書類について】

ア 次の者の直近の課税証明書を提出します(①から⑤のいずれかの□に✓印を付けてください)。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長, 児童福祉施設の長である場合は, その者を除く。) ・離婚, 死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの, 家庭の事情によりやむを得ず, 親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分 親権者が存在せず, 未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は, 全員分) ※ 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきとされている者である場合は, その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・生徒本人が成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者, 未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり, 生徒本人が成人に達している場合等

イ 次の理由により, 課税証明書を提出しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(ア⑤に該当する場合)であるが, 未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---